

令和8年3月定例会 一般質問通告要旨

【3番：川渕文雄議員】

1. 農道の整備について

現在の大潟村の農道は造成されて半世紀以上を経過しており、使用上さまざまな支障を来たしている。

例えば、路上の冠水、一部の陥没等に見られる老朽化である。その都度応急措置的対応はなされてきたが、大潟村の農業の未来のためにも、農道の整備は不可欠な時期にきている。

現在、農家の減少、従事者の高齢化に加え最近では田んぼに通う軽トラの構造上の振動による健康被害がクローズアップされている。例えば特に高齢者の膀胱疾患等の発生に影響を与えているという医学的説が取りざたされている。

全長150キロメートルに及ぶ農道（砂利道）のすべての舗装は非現実的であろうが、場当たりの（対処療法的）な整備ではなく、財政的に可能な限りの整備を行うべきである。

当面の応急措置の具体的な一例を挙げると、農道の通称ミミと言われる用水路側の土を削り、用水路に農道に溜まった水を流すことである。更に反対側の小排水路に水を流す措置を施す。また、陥没している農道に砂利等を入れて平坦にし、円滑な軽トラの運用を図ることである。

村長におかれましては、是非、将来の大潟村の農業振興を見据え、モデル農村としてのスマート農業普及のためにも、農道整備についてどのように考えておられますか。

お伺いいたします。

【8番：松雪照美議員】

1. オーリスの熱導管故障について

今回、私からは株式会社オーリスのもみ殻バイオマス熱供給事業における熱導管故障の具体的な原因等について質問させていただきます。

今回私なりに株式会社オーリスについて、今一度整理してみました。

株式会社オーリスは村の特産である、米の「もみ殻」を燃料とする「もみ殻バイオマス熱供給事業」の一環として設立されたもので、着工が令和5年9月。竣工・供給開始が令和7年2月1日となっております。

事業主体は株式会社オーリス（村、シン・エナジー株式会社などが出資する地域エネルギー会社）です。

熱導管の工事では、熱源となるボイラー施設から熱を利用する各施設までをつなぐため、村内を南北に縦断する形で設置されました。

熱導管の総延長は片道約 3.5 キロ、往復 7 キロの温水循環パイプを設置。

設置経路は「村カントリーエレベーター公社」（これは熱源・ボイラー設置場所）から村の中心部へ向けて敷設。

供給先施設として、ホテルサンルーラル大潟、ポルダール潟の湯、健康館、特別養護老人ホームひだまり苑、小中学校となっており、現在 5 か所へ約 90 度の温水で熱を供給しています。

熱道管そのものについては、以前のものを再利用している箇所はなく、すべて新設であるとのこと。ただし、建物内部の設備については、既存のものを一部活用する仕組みになっています。

再度になりますが、熱道管は完全新設です。往復 7 キロのパイプラインは今回の事業のために新しく掘削・埋没されました。このパイプは地域熱供給の先進国であるデンマーク・ログスター社製の高性能断熱パイプが採用されています。施工時にデンマークから技術指導員を招き、日本の技術者とともに新しいパイプの溶接・敷設工事が行われました。

そして、繰り返しになりますが、建物側の施設は既存活用・再利用され、これまで使っていた灯油ボイラーなどは撤去せず、災害時やメンテナンス時に使用するため、バックアップ熱源として残されています。

その上で起きた今回の熱道管のパイプが浮いて来ていた問題。これは令和 8 年明けの間もない 1 月 13 日、村民から寄せられた情報で知ったとのことでしたが、オーリスの機器に、その表示はされなかったのでしょうか。村民が気づく前に担当職員は見抜けなかったのでしょうか。

その後 1 月 30 日にログスター社とウェブ会議を開き、2 月 4 日に日本側の業者と対応されています。30 日のウェブ会議、2 月 4 日の日本の業者とのやり取り、おそらくシン・エナジー社のことと思いますが、この間、時間がかかりすぎていませんか。

何をどう対処されていたのでしょうか。

また、故障が発生した具体的な原因と場所、波及範囲はどこまでだったのか、重複しますが、村は熱供給が停止した期間、代替エネルギーへどのように切り替えをしたのか。

そして、暖房が必要な冬季に起きたこの事態をどう重く受け止めているのか、村長にお尋ねしたいと思います。

2. 除雪作業ボランティア発足について

今年は例年になく降雪が多く、村民の多くは雪かきに難儀をしたことと思います。

最近では除雪機の導入も進み事故の心配も否めません。

お年寄り世帯や、やむなく病気などで雪かきが困難なご家庭など、今年のような冬をどう乗り切られたのか大変気になっています。以前ならシルバー人材センターにお願いをして済ませられたことも、今では人材不足の波で、お願いすることもままなりません。

除雪だけではありません。排雪作業の負担化も同じです。除雪作業と排雪作業は同時

にできれば、それに越したことはないわけで、それが出来ないことにより冬の間は外出を控え、通院さえままならず孤立感を強いられている村民もいると感じます。

この先も高齢化は進み、ますます冬期間の孤立を発生させはしないでしょうか。

そこで、現在、村が把握されている支援が行き届いていない潜在的な世帯数をお伺いいたします。

これらを知ることにより、除雪ボランティアのような、緊急除雪隊なるものを発足編成してはどうかと考えます。

2世や3世の手の空いている村民、県立大生、地域おこし協力隊のような方々に加入をお願いし、時給制で働いていただく。

令和9年度予算において、除排雪支援の予算を福祉枠として増額し民間業者へ委託料補助を拡充する手立てもあります。

少子高齢化の波を村独自の支援策で乗り切れることを対外に示すこともまた、幅広い年代の移住定住促進につながるのではないかと考えますが、村長のお考えをお尋ねします。

【2番：菅原アキ子議員】

1. 村の空き家対策の進捗状況について

人口減少を伴う少子高齢化が加速したことに伴い、空き家が全国的に増加している。平成26年10月時点で、400を超える自治体が空き家条例を制定したことから、多くの自治体が空き家を問題視していることがわかる。

村は人口減少対策として、これまで中央の分譲地の開発や移住定住促進住宅を整備してきている。当初の頃は、村外の方たちへの分譲が多かったが、最近は、村内の農家の後継者の方も取得されるようになってきている。

住宅は、それぞれの家庭が考えることではあるが、一緒に住んでいた家から離れ、親たちが住む家は、将来、空き家になるのではないかと懸念する声が、多くの村民から寄せられている。

村の空き家・空き地は、現在、所有者とも連絡がとれる状態であり、固定資産税の未納もないということは理解しているが、空き家が増えないような取り組みは、さらに必要なのではないかと思う。

村の住まいづくり支援もありがたい事業と受け止める村民も多く、もっと周知を図るべきではないかと思う。

どこの自治体も少子化と人口減少が大きな課題となっており、その改善策としてさまざまな取り組みが行われている。

私たちが研修で訪れた岡山県奈義町や美作市では、一定期間暮らしを体験できる空き家を利用した「お試し住宅」が整備されていて、その成果として美作市では11世帯23名が定住している。

村では、空き家バンクの登録が現在2件で、ほとんど増えていないことは伺っているが、空き家の実態を把握し、所有者を特定することは必要なことだと思う。それによっ

て、所有者の思いも把握できると思うが、いかがか。

空き家・空き地をどのように有効に使っていくかということでは、村が所有する土地や村営住宅もあるので難しいかもしれないが、村が考えている取り組みを所有者に示していくことも、移住定住策を進めていく上では必要ではないかと思うが、いかがか。

村のアンケート調査で、後継者が確定されていない農家も示されており、人口と農家戸数の減少は少しずつ進んでいくと思う。必然的に、空き家が増えていくことが想定され、今後の村の大きな課題になるのではと思う。

現在、村が空き家・空き地に対して、どのように取り組んでいこうとしているのか、進捗状況を伺いたい。

2. 育休職場応援手当について

出産や子育てを職場全体で快く受け入れ、育児休業などを取得した職員の業務をサポートした職員に、勤勉手当を加算して支給する「育休職場応援手当」を導入している自治体が増えている。

年単位の長期休業には代替りの職員が配置されていると思うが、短期休業での再配置は難しいのではないかと理解している。

村も現在、休職されている方の業務を、以前担当されていた職員たちが兼務する状態が続いている。今回の措置は、緊急的に講じられたものと理解しているが、今後も想定されることでもある。休職される職員の業務を負担する職員に報酬を設けることで、休業する職員の心理的な「申し訳なさ」も和らぐのではないかと思う。

気兼ねなく育児と仕事を両立して働き続けられる環境は、大切である。

若い職員も安心して育休を念頭に、ライフプランを考えることができると思う。支給額は休業期間に関係すると思うが、全体のモチベーションアップにつながる。

多くの民間企業では、すでに導入が進んでいる。職員同士が気持ちよく助け合える関係性は、大事なことだと思う。

群馬県の伊勢崎市では3%、福岡市では5%、愛知県一宮市では4%、福岡県うきは市では1ヶ月につき2.5%、最大6ヶ月で15%が加算されるなどそれぞれに加算率は違っているが、1ヶ月以上代替りの職員が配置されず、育児休業を長期にわたり取得する職員の担当業務を担った同じ課の職員に所属長が最高4人まで指定することができる自治体が多い。

村でも、業務を肩代わりする職員の意欲向上を図るため、出産や育児など長期休職者が出た場合、所属チームに慰労手当を意味する「育休職場応援手当」の導入は早急に必要ではないかと思うが、村長のお考えを伺いたい。

【9番：三村敏子議員】

1. 空き家対策について

12月議会、大井議員の一般質問、空き家対策についての答弁では、シェアハウスや

移住体験の整備については検討している、リフォームに対する補助も検討したい、との答弁だった。

村の空き家対策に関しては、空き家バンクへの登録数が少ない事が、課題ではないかと思う。

今回研修した岡山県奈義町では、空き家バンクに登録されている物件を購入した場合上限 100 万円さらに上限 50 万円の家族加算がある。また、登録の際空き家の外観や室内の写真の掲載しようとする、まず室内の片付けが大変な作業となる。奈義町では、家財の整理のための補助金上限 30 万円がある。そして、空き家を取り壊す場合は上限 150 万円、賃貸住宅にリフォームの場合は上限 100 万円の補助がある。

まずは、空き家バンクに登録するための動機付けとなる奈義町のような事業が必要ではないか。

2. 自治会活動について

2月に行われた村民と議員との懇談会では、高齢化により、人が足りなくなり、住区の活動が難しいとの声があった。草刈は農家以外の住民にとっては、難しいとも話されていた。村がスタートした時は、20代30代40代の入植者世代が中心となって村づくりが行われてきたと思う。しかし、今は違う。高齢者のみ世帯が増え、空き家空き地も増えている。花壇に関しては、やれる範囲で行うということで、面積を減らしたり、植える本数を減らしたりと対応してきているが、草刈に関しては、草刈の面積は変わっていない。防災林の下草も松枯れが進み、木がなくなると草の勢いも増すと思う。木が切られても切株が残っているので、草刈りがしやすくなることはない。老体に鞭打って、頑張って自治会活動に参加されている方も多いと思うが、そろそろ限界なのではないか。どのようにお考えか。

3. プラスチックのリサイクルについて

大瀧村では、プラスチックの回収としては、ペットボトルの回収を行っている。美郷町では、ペットボトル以外のプラスチックも回収しリサイクルしている。令和6年10月に「再商品化計画認定申請」を経済産業省・環境省に提出し11月に認定された。これにより美郷町では、月3トンの回収を見込んでおり、リサイクルが推進されつつ、ごみの量が減少することで、環境負荷が軽減されるとしている。令和4年4月1日施行の「プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律」第6条「市町村はその区域におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定されたことを受けて、大仙市とともに2年間にわたり実証実験を重ねた。美郷町でプラスチック資源として出せる物は、プラのマークがついた容器・包装プラスチックと100%プラスチック素材の製品例えばバケツやチリトリ、定規等様々である。

県生活環境部環境整備課に問い合わせたところ、提携先となる事業者が県内にもある

そうだ。市町村でなくても事務組合でも申請できるとのこと。ごみ処理広域化に向けても、国の交付金を活用するため、すべての自治体で共用開始に合わせてプラスチック分別収集を実施する。となっている。令和17年度稼働開始を目指しているが、10年近く先の事となる。すでに美郷町のようにペットボトル以外のプラスチックを回収している自治体もあるわけなので、村でも出来るだけ早期に開始しては。

4. こども園入園手続での村内に広がった不安の声をどのように考えられているか

令和8年度こども園入園手続が始まって、保護者から不安の声が村内に広がった。農家では就労証明の他に事細かに仕事状況を記入しなければならなかった。そして、面接があり、面接が3回にも及んだ保護者もあったと聞いている。12月議会を傍聴した方のアンケートにも「子ども園の話題でいっぱいです。保護者・家族・そして全村民にもわかりやすく知りたい。不安な方もいるみたいです。」との回答があった。村では様々な子育て支援を行っている。しかし、このように不安の声が聞こえてくる現状をどのように考えられているのか。また、なぜ子育て世代が不安となるような入園手続となったのか。

【10番：大井圭吾議員】

1. 県と村の研修事業計画の進捗状況は

前回12月の定例会で、村に新規就農者を呼び込むために村独自の研修制度を考えてみてはと伺ったが、村長からは県が主体となって各市町村や農機具メーカー、金融機関が一体となった担い手育成のためのプラットフォームを立ち上げ、親元就農者に限らず、新たな担い手を育成する仕組みの構築を計っているとのこと。村は村独自でなく、この取り組みに参画したいと考えているとの回答であった。しかし、私自身、消化できてない部分と、新たに思うところがあり改めて4点に分けて伺いたい。

- (1) 前回説明があった県がプラットフォームを立ち上げる計画は、どの程度まで進められていて、計画が実施されるのはいつ頃で、その事業によって村に新規就農者が誕生するのは何年先と想定しているのかを説明いただきたい。
- (2) 村の資料によれば20年後には人口が2000人を下回ると推測しているが、農家戸数についてはどのように見込んでいるのか。ある程度の農家戸数を維持することが人口対策にも繋がるのではないかと考えるが、村としては農家戸数の維持はあまり重要事項とは捉えてないのか。もしくは、農業よりも農業以外の産業をより推進したいと考えているのか。
- (3) 言うまでもないが、村の人口減少に比例して農家戸数も年々減少している。人口減少への対策も農家戸数減少の対策も併せて考えなければいけない喫緊の課題ではないか。村内の農地の面積は変わらないので、農家数が減れば残った農家の経営規模が拡大していくので良いのではないかと、後継者のいない農家は廃業して村内の他の農家に土地を売れば良いのではないかと考えた単純な問題ではない。村として成り立

つにはある程度の農家戸数は維持する必要はあるし、後継者のいない農家に第三者の新規就農者を斡旋し継承させることも積極的に取組んでも良いではないか。

(4) 更に、村の周辺市町村では、村をはるかに超える状況で農家数が減少している。村内の農家で独自に村外にも圃場を広げている人もいるとも聞くが、村が主体になって、余力のある農家に村外への圃場の拡充を推し進めることも、村外からの新規就農者を呼び込むことと併せて取組むことが、これからの干拓地、モデル農村である我が村の使命ではないかと考えるが如何か。

2. サルビアの花壇と歩道の整備を

村は花いっぱい運動として村の花であるサルビアの定植を推進しており、今後も維持継続するという村の方向性も示されている。

今回、ある村民の方から相談があったのは、花壇の土が歩道に流れてきて、歩道を部分的に覆ってしまい、特に雨に日などは泥土の上を歩く状況になり、歩行に支障が出るとの事であった。私の住区では花壇と歩道の境目にはブロックになるようなものが設置されているので、どこでも同じであろうと思っていたのだが、実際に村内を廻ってみると、花壇と歩道の境目に土が流れないような対策がなされてないところはそれなりあるように見受けられ、歩道のアスファルト面が花壇からの土砂に覆われ狭くなっている箇所等がかなりあるように見受けられた。また、歩道だけを注視してみるとアスファルトが崩れていたり、凹凸ができていて高齢の方が歩行する場合や、小さい子供が自転車で進むには危険ではないかと思われるところもあった。

これは、先ず歩行者の安全上の問題を解決するのが一番であるのはもちろんなのだが、せっかく花壇では綺麗にサルビアの花が咲いているのに、手前の歩道に土が流れ込んでアスファルトの上がドロドロになっている状況は如何なものであろうか。花いっぱい運動を推進するなら、花壇の周辺整備にも目を向けなければいけないのではないか。

村全体の花壇エリアと歩道の状態を全てチェックをし、安全面と整備面の急を要する部分からでも、改修、修繕をしていく必要があると考えるが如何か。

3. 桜開花時期の交通整理の徹底を

大潟村から八郎潟町方面に敷かれている県道 298 号は、「桜と菜の花ロード」とネーミングされている。元々この桜は村創立 20 周年を記念して 1984 年から 3 年間で約 3000 本の桜が村民によって植林されたのが始まりであり、その後村立 50 周年でも更に約 1000 本の植林が行われ、現在約 4000 本の桜の木が立派に成長し、11 キロも及ぶ見事な桜並木を形成し、また、菜の花とのコントラストも華やかであり、県内はもちろん県外からも多くの観光客が訪れている。様々なマスメディアで取り上げられることもあるし、昨年某外資系保険会社の壁掛けカレンダーにも世界中の名所・観光地と並んで採用されていた。これからも、益々知名度は上がり、村を訪れる人が増え続けるのではないかと予想される。

これは村にとって大事な記念樹であるとともに貴重な観光資源となっている。一方で、自分の圃場が此方の方面にある村民にとっては複雑な気持ちを多少抱くことになってしまうのが、農繁期真っ最中での菜の花ロードの渋滞である。殆どの農家の方は混雑する時間帯を避けて田んぼに行くようにしているし、また、どうしても日中、住宅地と田んぼを行き来しなければいけない場合は、(菜の花ロードに入ってしまうと、そこを通過するのに通常の数倍の時間を要してしまうは分かっている) 遠回りにはなるが、なるべく他の道を利用するようにするとかの工夫をしている。しかし、どのみち大瀧村から八郎瀧町方面に向かう際に通過する大きな十字路の交差点を通ることにはなるので、その交差点に交通整理員がいなければ、状況次第で大きな足止めを食らう事になってしまう。

昨年(4月27日)は、警備会社との連絡ミスがあったのか、交通整理に来る警備員の到着が数時間遅れてしまい、渋滞が起こってしまった。実際は、この日は元々交通整理員を予定してなかったが、渋滞が起きたために、急遽、交通整理員を依頼したようである。これは臨機応変に村が対応したと言うことにはなるが、何故、もともと交通整備員を手配していなかったのか、はなはだ疑問に思わざるを得ない。何故、整理員がいなくても良いと当初判断したのだろうか。いずれにしても、農繁期中、普段渋滞とは無縁の村で、(しかも休日で役場には連絡つかないと多くの人は思う状況の中) 渋滞が起こってしまうことは、やり場のないストレスを感じるようになってしまう。

村の記念樹の桜4000本に対して、村民が素直に誇れない、ストレスを感じるとかネガティブな気持ちを引き起こしてしまうことは出来るだけ防がなければいけないことであり、起きないように全力で対処すべきことではないか。昨年の渋滞がなぜ起きたのかしっかり検証をし、問題点を共有し、昨年のようなことが絶対起こらないよう再発防止を徹底していただきたい。

【11番：工藤勝議員】

1. 今後の自治会活動・地域ボランティア活動について

少子化や高齢化、世帯構成の変化によって自治会活動も状況が大きく変わってきている。

花壇の管理や松林下草刈り、側溝清掃など、以前は当たり前のように活動していたことも、現在では各住区とも参加人数が減っている状況で負担感が増している。村づくり懇談会、第3期村づくり計画策定などでもこのような意見は出ていたと思うが、先日行われた村民・議員との懇談会でもそのような意見があった。その方の住区は、元々農家戸数が少なく、農家以外の戸数は多いが、仕事の関係や高齢化、草刈り機を持っていないなどで、松林下草刈りには以前にも増して参加人数が少なくなってしまうとどうにかしてほしいとのことであった。私の住区でも松林下草刈り、側溝清掃など参加人数が年々減っており、5年後、10年後、今と同じように活動ができるのか不安視している。また村内には環境、福祉、教育、防犯をはじめ様々な分野でボランティア活動を行って

いる方や団体があるが、人員不足や高齢化などにより活動に影響が出ている。ボランティアとは、自発的な意思に基づき他人や社会に貢献する行為であり、その活動は自主性、社会性、無償性等となっているが、地域の活性化やまちづくりには欠かせないため、村としてもこの状況を注視しているだけでは何も解決しないのではないかと考える。

(1)この状況を村ではどのように考えているのか。

(2)今後の自治会活動、ボランティア活動について、地域コミュニティの活性化や住民同士のつながりにも関係することから、何らかの対策が必要だと思うが。

【7番：齋藤牧人議員】

1. 自然エネルギー100%の村づくりについて

大潟村は自然エネルギー100%の村を目指して令和4年度から脱炭素先行地域として採択されているが、脱炭素先行地域としての計画が令和8年度で終了するところ、計画完遂に向けての最終年度の取り組み並びに令和8年度以降の計画について以下の3点についてお伺いしたい。

(1)2030年までに村内で使用する電気エネルギーを100%自然エネルギー由来に転換する目標を達成するためには村内での自然エネルギーの発電量を増やすことはもちろんのこと、既存家屋や公共施設の省エネ化も重要である。公共施設における照明のLED化及び太陽光発電設備の設置、一般家屋への太陽光発電支援は令和8年度の事業で終了するが、2030年までに村内消費の電気エネルギーを自然由来のエネルギーに変えていく目標に向けての取り組みの方針をお伺いしたい。

(2)横浜市との協定の効果について、報道（朝日新聞2022年8月24日：秋田・大潟で発電、横浜に再エネ供給 脱炭素へ2市村が協定締結 [神奈川県]）では大需要地である横浜に対して自然エネルギーの供給を行うとのことであったが進捗はどうか。またその他協定の効果があればお聞かせいただきたい。

(3)もみ殻ボイラーにおけるもみ殻受け入れについて、受け入れの体制やキャパシティの問題から随時受け入れをすることは難しいと承知しているが、村内ではもみ殻をボイラーに搬入する場合予約が必要となるため、もみ殻が発生するタイミングや天候の問題からもみ殻を搬入することができず、随時受け入れている農協のもみ殻捨て場に廃棄することが多いと聞いている。もみ殻ボイラーにおける将来的なもみ殻の受け入れ態勢について改善案または計画があればお伺いしたい。

【6番：菅原史夫議員】

1. 農家数の減少は地方の衰退に繋がる。長期的な対策を

昨年公表された「農林業センサス」の概数値によると農家数は82万8千件、5年前に比べ248,000件減少（23.9%減）、一方団体経営体は1,000件増（2.9%増）。

小規模農家が減り、大規模農家や団体経営体が増えている。

このような状況を受け、国は需要に見合った生産、そして輸出等の需要拡大、また農

業生産性の向上を政策として打ち出している。稲作では生産性向上のためには農地集約、規模拡大、多収穫品種導入など進めるようである。

それについては農業を産業としてとらえれば否定するものではない。

一方、日本の平野は国土の1割くらい。その他は中山間地での農業を強いられている。生産性をそれら一緒に考えるのかには疑問がある。

「産業」と捉えるところと「文化」と捉えるところと住み分けする必要があるのではないか。日本農業のモデル農村としてできた大潟村のトップとしてこの点をどう考えるのか。

また生産性向上のための農地の集約化、効率化を追求すれば、規模拡大となるが、「集落」「コミュニティ」「地方」の存在もどうなるか併せて考察する必要があると考える。農地を手放せばそこに住む理由がなくなる。育ったところだからとか昔から住んでいるからとその一代は住み続けるかもしれないが次の世代はそこにいる必要がなく職場に近い便利な都市部へ移り住む。結果的に地方の衰退が加速する懸念があり、併せてその対策も必要と考える。例えば制度変更が必要かもしれないが自治体や国が農地を所有し新規就農者を募り、農地を貸与する。また稲作は特に初期投資が大きいために農協や地域団体などで機械リースを安価で提供する新たな新規就農者を地方に呼び込む施策提言を日本農業のモデル農村としてできたむらのトップだからこそ国に働き掛けることも必要と考える。村長の考えはどうか

【4番：黒瀬友基議員】

1. 脱炭素事業収益での地域貢献を

日本国内各地で行われている様々な自然エネルギー事業においては、当然、その事業による地域への経済波及効果がある。

ある調査によると、国の補助事業を活用した福島県内での再エネ事業において、プロジェクトにより地域内に還元される経済効果（地域内付加価値率）は、売上に対して最高67%、から最低9%まで大きな開きがあった。（参考資料：「<よい再エネ>を拡大する～地域に資するための社会的仕組み」 第1章 再生可能エネルギーの地域経済効果——地場産業化に向けた道筋）

この差は、事業主体、出資者、ファイナンス（資金調達先）、雇用、資材調達、工事、メンテナンスといった部分をどれだけ地元で行えるか、により大きく変わる。

大潟村の脱炭素事業において地元の大潟村にどれだけ付加価値がもたらされたのかを考えると、村の産業に限られるため資材調達、工事、メンテナンスなどは大部分が地域外に発注され、資金調達においても市民出資の形であれば地域内に還元させられたが、現状は村外に本店を持つ金融機関からの資金調達になっている。

一方で、事業主体は村内に新たに会社が設立され、その出資者も半分以上が村内であり会社の収益、税金、雇用などで一定の役割を果たせている。しかしながら、この先利益が出て出資者に配当が出せたとしても還元されるのは出資者などに限られ地域全体

に広く還元されるものではない。

地域特性により地域付加価値を上げるのは難しいが、特に本事業が村も主体的に関わっていることを考えると、地域内付加価値、地域内への貢献は非常に重視すべき重要なポイントである。

さて、これまで様々な脱炭素事業の説明を受けている中で、来年度以降、脱炭素事業会社の固定資産税について「固定資産税相当額を補助する」という話が出ていた。

固定資産税は事業者から地元自治体が得られる大きな税収であり固定資産税もまた地域が得られる付加価値である。

今回固定資産税相当額を補助金とした場合、これだけ村が手間と時間をかけて行った事業から、地域内に還元される付加価値が大幅に減ることにつながる。

これまでも、村内の事業者の大規模設備投資を伴う事業に対し固定資産税相当の補助を行った事例はあったが、今回は村が主導し事業主体も第三セクターと言うことを考えれば、従来の民間企業への補助を前例としてそのまま認めるべきものではない。ましてや、当初からそのような補助金交付を想定した事業計画でもない。

ただ一方で、再エネなどのエネルギー事業は一般的に当初の投資が大きく、その投資を長い期間を経て回収し収益をあげていくというビジネスモデルである。そういった産業特性を考えれば物価高騰による事業費が増す中においては、新たに立ち上がった事業への支援をせざるを得ない状況も理解できる。

しかしながら、そのような支援をするのであれば、事業が成り立った暁には地域にしっかりと還元されるような条件を整えることも必要である。

さて、先日議会視察に訪れた千葉県匝瑳市の市民エネルギーちば株式会社では、畑でのソーラーシェアリングを行い、その利益の一部となる年間数百万程度を地元の村づくり協議会の地域貢献活動の事業費として拠出し、協議会として、地域内の不法投棄されていた畑の再生、都市山村交流を行うNPOへの支援、学校への設備の寄贈、夏休みや冬休みの児童クラブの運営、フェスの開催など、様々な地域貢献を行っている。

また、匝瑳市の脱炭素先行地域事業でも同様に、新たに立ち上げた事業会社の収益の一部を地域基金として拠出し、地域課題の解決などを行うとされている。

匝瑳市では、発電、及び電力小売事業者がすでに市内において脱炭素先行地域事業にも関わる予定の中、さらに基金などによる地域貢献を行う予定としている。

最初に記した福島県内での再エネ事業では、震災復興の目的もあり、国の補助要件として「売電収入の一部を『地域貢献事業費』として被災地に提供する」、「寄付の場合は国からの交付金額の2/3、事業実施の場合は1/2を目安とする」とされており、実際に地域への寄付や地域貢献事業が行われていた。

このように、事業主体が事業活動とは別に地域還元を行う方法もある。

- (1) 来年度以降、脱炭素事業会社に対して、固定資産税相当額の補助を予定しているのか。予定しているとすれば、その補助額、期間などの詳細は。
- (2) 上記の補助、または今後他の補助を検討するのであれば、補助金交付要件として、

「補助額の一定割合を将来的に『地域貢献事業の実施、もしくは地域貢献活動への補助』などを行うことで地域に貢献する」と言う補助金交付要件を定めるべきである、と考えるがいかがか。

2. 「協働での村づくり」と地域活動について

今年度第3期総合村づくり計画が作られており、今回最終的な計画（案）が議会にも提示される予定である。

1月時点での計画案において、施策のひとつとして「協働と参画の村づくり」という内容が示されたが、「協働」と言うのがこれからの村づくりにおいて、個人的には非常に大切なことだと思っている。

また、これまでの第2期総合村づくり計画においても「村民と行政が協働で、将来を見据えた村づくりと行財政改革を推進する村」という基本目標と「協働意識の醸成と住民参加の機会充実」と言う施策が盛り込まれていた。

地方自治は、住民自治でもあり、特に大潟村のような小さな自治体では、住民一人ひとりの力、協力が必要不可欠である。

ただ一方で、村長がトップダウンで村民に指示できるものではなく、時代の変化の中で、住民自治、そして協働という考えの住民への浸透、実現が非常に難しいことも事実であり、時間と手間をかけてまさしく「協働意識の醸成」を図っていくことが必要となる。

さて、そのような中、今回の第3期計画において当初の素案では基本目標が「協働により、信頼と期待に応える行政を進める村」と言う書きぶりであった。

「行政」と「村づくり」。

似ているが、行政はやはり村長をトップとする役場職員、役場機能を中心とした行政活動に限定されると考える。

村づくりにおいて行政は非常に重要な要素であるが、村民が協働により行政活動を支援するのではなく、行政は行政、村民は村民の活動をそれぞれ村づくりに関わり、対等な関係で協働による村づくりができる、と言うのが本来の姿であり、当初素案の書きぶりは相応しい考え方ではない。

「微妙な表現の違いである」との考えもあるかもしれないが、理念としての「協働」に対しての共通認識、共通理解が曖昧のままであると、それを前提とした今後の行政及び行政に携わる役場職員が進める各種施策、事業においてブレが生じてしまい「協働意識の醸成」が進まないのではないかと考える。

(1) 村長の考える「村民と協働での村づくり」及び「協働意識の醸成」の考え方は。

(2) 第2期総合村づくり計画における「村民と行政が協働で、将来を見据えた村づくりと行財政改革を推進する村」という基本目標と「協働意識の醸成と住民参加の機会充実」という点について、第2期計画の終了に際して評価しているのか。

全体的な評価に加え、特に「協働意識の醸成」に関しての達成度合い及び課題な

どをどのように認識しているか。

(3)第3期計画においては、自治会活動の意義に対しての啓発、団体活動に対する支援などが取り組みとして掲げられているが、具体的にどのような事業、もしくはどのような方針で取り組みを行っていきたいと考えているのか。

【5番：松橋拓郎議員】

1. 米価高騰。農家戸数の減少傾向への影響は。

私は農家の割合が高い大潟村において、農家戸数の減少は将来に渡っての人口減少に繋がりと考えている。その為、農家戸数の減少に対しての対策が必要であり、特に事業継承を経営上の一大事と捉えて支援する事が重要だと考えている。その中で親族間の事業継承に関するサポートの必要性を感じていて、それは今後、法人の経営体が増えたとしても家族経営の経営体が主流であり続ける事は変わらないと考えるからである。この事についてはR7年3月議会の一般質問で述べた通りである。

村長は以前の答弁によると、農業経営体の集約化や大規模化などの可能性もある中で、農家戸数が維持される事が望ましく、その為の施策に力を入れたいとの事であった。そしてその施策の大きな方向性としては人材育成や人材確保、収益を上げやすいような環境整備や支援であったと認識している。

農業で安定した収益を上げていく事は事業の継続の為の前提となる。安定した収益を上げていく為の支援に取り組む中で、昨今の米価高騰もあり、村内農家の所得が増えた年が続いている。私は、農家所得が上がっているような状況下でもこれまで通り村内農家戸数は減り続けているのか、減少幅が縮小しているのかと言う事に大きな関心を寄せている。何故ならば、安定した所得が得られている傾向の中でも変わらず担い手不足により農家戸数が減っているとすれば、収益性の改善以外の面での担い手対策にこれまで以上に力を入れるべきだと考えるからである。

以上のような観点で伺うが、

(1)昨年も同じような質問をしたが、R7年度からR8年度にかけての農家戸数の増減はどのようにになっているか。

(2)農家戸数の維持の為の支援と、農家戸数の減少・及びそれに伴う大規模化を前提とした支援では、より力を入れるべきはどちらと考えるか、改めてお聞きしたい。

(3)R7年度より、国の制度を活用した農業の経営継承・発展等支援事業が始まったが相談件数や事業の実績はどうであったか。

2. こども園の入園審査の方法が変わったが、影響は。

R8年度より大潟こども園の、自営業者（主に農家）に対する入園審査の方法が少し変更された。具体的には、申請の際に提出する書類が追加されたり、就労実態についての面談が行われるようになった。教育委員会としては、これはふるいにかけるものではなく、あくまでも実態を把握する為のものであるとの説明があり、私もそのように理解

している。こども園の入園認定の制度の周知の側面もあったのではないかと考えている。

しかし、今回の変更に伴い多くの保護者より不安や不満の声が挙がり、複数の議員に対して連絡や問い合わせがあったと聞いている。私も例外ではなく、今回はその事について伺いたい。

- (1) 少なからぬ自営業者(主に農家)の保護者が、「こども園の入園審査が厳しくなり、このままでは仕事があるのに我が子を預かってもらえないのではないか」という不安を抱えていたようであるが、実際はどうだったか。残念ながら入園審査が通らなかった、希望通りの認定にならなかったなど、入園審査の厳格化と捉えられるような傾向は実際にあったのか。

3. 部活動の地域展開、待った無し。進捗状況は。

大潟村の中学校の部活動の地域展開として、R8年度の8月をもって少なくとも運動部の活動が終了し、その後は現在先行してスタートしている大潟地域クラブの活動が本格化する予定と聞いている。中学校の部活動の終了及び地域展開は、金銭面、指導面、保護者の物理的な負担の面などにおいて大きな転換であると考え。これまでの当たり前が当たり前ではなくなるという事をしっかりと説明して理解してもらう必要があると考える。これは以前の一般質問でも述べた通りであり、これまでの答弁の内容から、教育委員会としてもそのような想いの元に取り組んでいると認識している。

しかし、村民の方々より、ある部活は存続するが、ある部活は廃部になるといったような声が聞こえてきており、部活動地域展開についての理解があまり広がっていないようにも感じられる。部活動の地域展開にあたっては、保護者・指導者など様々な人たちが関わる中であって、大潟村の教育委員会も目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けて、生徒たちの事を第一に考え取り組む必要があると考える。部活動の地域展開と言う難題について、どのように運営していくかと言う事だけでもそもそも課題が多いと思うが、今回はその具体的な方法よりも、この大転換について当事者たちに理解が広がっているのかと言う観点で質問する。

- (1) 大潟村の中学校の部活動の地域展開について、R8年度の8月末で少なくとも運動部が終了するという予定に変更は無いのか。
- (2) 部活動の地域展開はスポーツ庁が示した方針であり、大潟中学校の特定の部活が廃部になると言う事ではなく、将来的には日本全体で中学校の部活動そのものが無くなる。私はこのように認識しているが、この認識は間違っていないか。
- (3) 来年度の新2年生は在学中、部活動を引退する前に部活動が終了するが、生徒及び保護者に対して、これまでにどのようなタイミングでどのようにその事を伝えてきたか。
- (4) 来年度の新1年生及びその保護者にはどのようなタイミングでどのように説明する予定か。あるいはしたのか。

(5) 中学校の部活動の終了のタイミングに関わる生徒・保護者・教員の間、部活動の終了及び大潟村での地域展開の内容や意図が伝わっていると考えるか。